

第 146 号 ( 令和 5 年 9 月 25 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 3
- △ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【総務局労務課】 4
- △ 横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 5
- △ 横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢健康福祉課】 6
- △ 横浜市道路占用規則の一部を改正する規則【道路局管理課】 7

**【告示】**

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 9
- △ 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）ほか 1 件の要領公表【財政局財政課】 11
- △ 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の公表【財政局財政課】 12
- △ 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の公表【財政局財政課】 13
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 14
- △ 同【財政局税制課】 15
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 16
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 17
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 18

**【公告】**

- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 19
- △ 同【環境創造局水・土壤環境課】 20
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 21
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 22
- △ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】 23
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】 24
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】 25
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 26
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 27
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 28

**【区告示】**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【西区地域振興課】 29
- △ 同【西区地域振興課】 30
- △ 同【磯子区地域振興課】 31

**【区公告】**

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【金沢区総務課】	32
[水道局]	
△ 横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定の一部改正【経理課】	33
[交通局]	
△ 横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	34
△ 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	35
△ 横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	36
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	38
△ 横浜市観光スポット周遊自動車の運転系統の一部改正【自動車本部営業課】	39
△ 地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】	40
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定の一部改正【病院経営課】	42

---

規 則

---

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を  
定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 68 号

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施  
行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 区 民 文 化 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 4 年 3  
月 横 浜 市 条 例 第 4 号 ) は 、 令 和 6 年 3 月 24 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 69 号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成 24 年 5 月横浜市規則第 62 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

特定任期付職員	横浜市衛生研究所長	100 分の 19.5
---------	-----------	-------------

」

を

「

特定任期付職員	政策局政策担当理事	100 分の 20
	横浜市衛生研究所長	100 分の 19.5

」

に改める。

(横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則の一部改正)

第 2 条 横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則(昭和 62 年 3 月横浜市規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

表中「公営企業管理者」の次に「及び政策局政策担当理事(特定任期付職員である者に限る。)」を加える。

(横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部改正)

第 3 条 横浜市外国旅行の旅費に関する規則(昭和 35 年 5 月横浜市規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 の表中「公営企業管理者」の次に「及び政策局政策担当理事(特定任期付職員である者に限る。)」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 70 号

横浜市区民文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市区民文化センター条例施行規則（平成 5 年 6 月横浜市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横 区 浜 民 市 文 港 化 北 セ	ホ ー ル	7 日
	ギ ャ ラ リ ー	14 日
	音 楽 ル ー ム	7 日
	練 習 室	2 日
	楽 屋	7 日

別表第 2 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横 浜 市 港 北 区 民 文 化 セ ン タ ー	同	ホ ー ル、ギ ャ ラ リ ー	同	音 楽 ル ー ム 、 練 習 室、 楽 屋
---------------------------------	---	--------------------	---	------------------------------

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 24 日から施行する。

横 浜 市 敬 老 特 別 乗 車 証 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ  
に 公 布 す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 71 号

横 浜 市 敬 老 特 別 乗 車 証 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規  
則

横 浜 市 敬 老 特 別 乗 車 証 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 15 年 9 月 横 浜 市 規 則 第  
86 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 4 号 及 び 第 5 号 中 「 ( 横 浜 市 外 の 停 留 所 に お い て 乗 車 し  
、 かつ 、 降 車 す る 場 合 を 除 く 。 ) 」 を 削 る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 5 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 72 号

横浜市道路占用規則の一部を改正する規則

横浜市道路占用規則（昭和 32 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 4 条の 3」を「第 4 条の 3 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、市長の定める電子情報処理組織を使用して前項の許可の通知をすることにより、同項の許可書の交付に代えることができる。

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 3 号」を「第 4 条の 3 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 2 条第 3 項の規定は、前項の規定による許可書の交付について準用する。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 2 条第 3 項の規定は、前項の規定による許可書の交付について準用する。

第 1 号様式中

「

年	月	日から	年	月	日まで	日間
---	---	-----	---	---	-----	----

」

を「

年	月	日から	年	月	日まで
---	---	-----	---	---	-----

」

に、  
「

数量	×単価	×期間	=	円
数量	×単価		=	円

」

を「

	円
	円

」

に改める。

第 2 号様式中「占用者番号」を「指令番号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の横浜市道路占用規則第 2 条第 3 項、第 4 条第 3 項及び第 6 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に行う許可書の交付について適用する。



告示

横浜市告示第 531 号




公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。



令和 5 年 9 月 25 日


横浜市長 山中竹春

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市南区長印	令和 5 年 10 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (60-01))	令和 5 年 10 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (60-02))	令和 5 年 10 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市南区長印	令和 5 年 10 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市区長印 (税専用 (60-01))	令和 5 年 10 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

<p>横浜市 区長印 ( 税 専 用 ( 60 - 02 ) )</p>	<p>令 和 5 年 10 月 1 日</p>	 <p>( 方 21 ミ リ メ ー ト ル )</p>
--	-----------------------------	--

横 浜 市 告 示 第 532 号

令 和 5 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) ほ か 1 件  
の 要 領 公 表

令 和 5 年 9 月 21 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 5 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) ほ か 1 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表  
す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 533 号

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率を、次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

（単位：パーセント）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.7	129.2
( 11.25 )	( 16.25 )	( 25.0 )	( 400.0 )
( 20.00 )	( 30.00 )	( 35.0 )	

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記する。
- 2 括弧上段の数値は早期健全化基準、下段の数値は財政再生基準である。

横浜市告示第 534 号

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春  
（単位：パーセント）

会計の名称	資金不足比率
港湾整備事業費会計	—
中央卸売市場費会計	—
中央と畜場費会計	—
風力発電事業費会計	—
下水道事業会計	—
埋立事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車事業会計	—
高速鉄道事業会計	—
病院事業会計	—

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と表記する。
- 2 経営健全化基準は 20.0 パーセントである。

横浜市告示第 535 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 9 月 8 日	公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団	港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	令和 5 年 4 月 1 日

横浜市告示第 536 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市以外の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 5 年 9 月 8 日	学校法人桐朋学園	泉区上飯田町 3, 857 番地	令和 5 年 3 月 7 日から令和 10 年 3 月 6 日まで

横浜市告示第 537 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	鶴見区梶山二丁目の一部 港北区新吉田町の一部 都筑区川向町の一部	令和 5 年 9 月 25 日
分流式	鶴見区末広町の一部 保土ヶ谷区仏向町の一部 旭区今宿西町、今宿南町及び鶴ヶ峰一丁目の各一部 磯子区杉田八丁目の一部 緑区新治町及び白山一丁目の各一部 青葉区恩田町、新石川一丁目、新石川四丁目及び元石川町の各一部 都筑区池辺町、大熊町、川向町、川和町及び東方町の各一部 戸塚区上柏尾町、小雀町及び矢部町の各一部	



横浜市告示第 538 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目 6 番 1 号	鶴見区梶山二丁目の一部	令和 5 年 9 月 25 日
横浜市環境創造局北部第二水再生センター	鶴見区末広町 1 丁目 6 番地の 8	鶴見区末広町の一部	
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町 1 丁目 1 番地	保土ヶ谷区仏向町の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	港北区新吉田町の一部 青葉区新石川一丁目、 新石川四丁目及び元石川 新町の各一部 都筑区池辺町、大熊町 、川向町及び東方町の各 一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区今宿西町、今宿南 町及び鶴ヶ峰一丁目の各 一部 緑区新治町及び白山一 丁目の各一部 青葉区恩田町の一部 都筑区川和町の一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目 5 番 1 号	戸塚区小雀町の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	戸塚区上柏尾町及び矢部町の一部	

横 浜 市 告 示 第 539 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を  
、 合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

都 筑 区 川 向 町 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 合  
流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ない  
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供  
す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 557 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
5 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 60 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解  
除 す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 522 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 558 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
5 年 4 月 横 浜 市 公 告 第 228 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
中 区 北 仲 通 六 丁 目 103 番、104 番、105 番、109 番、110 番、  
115 番、119 番、120 番、121 番、122 番、123 番、125 番 及 び  
126 番 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
水 銀 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物、砒 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 559 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
戸塚区戸塚町字二十一ノ区 5,016 番の 1、5,016 番の 5、5,027 番の 2、5,027 番の 11、5,061 番の 2、5,063 番の 1、5,092 番の 2、5,109 番の 3、5,109 番の 10 及び 5,111 番の 2 の各一部並びに 5,016 番の 6 及び 5,016 番の 8
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 560 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
釜利谷坂本公園	金沢区釜利谷南一丁目 3 番	別図のとおり 3,428 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 2 月 20 日まで
沢木谷第四公園	金沢区釜利谷南三丁目 18 番	別図のとおり 1,323 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 2 月 20 日まで
上矢部宮下公園	戸塚区上矢部町 477 番の 6	別図のとおり 1,333 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
上矢部セキバ公園	戸塚区上矢部町 1,542 番の 3	別図のとおり 182 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
上矢部第二公園	戸塚区上矢部町 2,189 番の 1	別図のとおり 609 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 1 月 31 日まで

別図（省略）

横浜市公告第 561 号

横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部を次のとおり事業予定地として指定する。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11号環状3号線（二ツ橋地区）
- 2 指定に係る土地の区域  
瀬谷区二ツ橋町字戸塚道 123 番の 6

横 浜 市 公 告 第 562 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第 56 条第 1 項の規定による土地の買取  
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域  
瀬谷区二ツ橋町字戸塚道 123 番の 6
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11 号環状 3 号線（二ツ橋地区）



横 浜 市 公 告 第 563 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により  
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として  
指定されたことに伴い、同法第 57 条第 2 項本文の規定による土地の  
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域  
瀬谷区二ツ橋町字戸塚道 123 番の 6
- 3 都市計画施設の種類及び名称  
横浜国際港都建設計画道路  
3・3・11 号環状 3 号線（二ツ橋地区）

横浜市公告第 564 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、ジェネヒルあざみ野 B 地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 5 年 9 月 25 日から令和 5 年 10 月 25 日まで
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 5 年 11 月 9 日午前 9 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所  
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4  
横浜市青葉区役所 4 階 405 会議室

横 浜 市 公 告 第 565 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 7 月 13 日 第 2023 開 901 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号  
弥 生 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 久 木 町 221 番 の 1 の 一 部 及 び 221 番 の 15

横 浜 市 公 告 第 566 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 9 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 9 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
6.15 m
- 5 指 定 の 場 所  
磯 子 区 滝 頭 一 丁 目 702 番 の 21 、 702 番 の 24 、 702 番 の 30 及 び 70
- 3 番 の 22
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 サ ン ラ イ フ  
代 表 取 締 役 太 田 武 晴

区 告 示

西区告示第 3 号（令和 5 年 9 月 11 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東久保町東睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 11 日

横浜市西区長 菊 地 健 次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	後 藤 伊 四 郎 西 区 東 久 保 町 40 番 13 号	佐 藤 和 広 西 区 東 久 保 町 35 番 13 号

西区告示第 4 号（令和 5 年 9 月 13 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西戸部二丁目第一自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 13 日

横浜市西区長 菊地 健次

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	稲葉 高久 西区西戸部町 2 丁目 243 番地 3	西田 千寿子 西区西戸部町 2 丁目 250 番地

磯子区告示第 6 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、京急杉田自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西 尾 学 磯子区杉田九丁目 6 番 1 号	宮 部 博 史 磯子区杉田九丁目 25 番 9 号

---

区 公 告

---

金 沢 区 公 告 第 103 号 ( 令 和 5 年 9 月 12 日 掲 示 済 )

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

令 和 5 年 9 月 12 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 番 号	失 効 年 月 日
横 35 - 69 浜 横 浜	令 和 5 年 4 月 8 日



---

水道局

---

水道局告示第 4 号

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定の一部改正

横浜市水道局収納取扱金融機関等の指定（昭和 58 年 4 月水道局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山 岡 秀 一

表中

「

株式会社東日本銀行	同
株式会社群馬銀行	全国

」

を

「

株式会社東日本銀行	全国
株式会社群馬銀行	同

」

に改める。

---

交通局

---

横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 13 号

横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程等の一部を改正する規程

(横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程の一部改正)

第 1 条 横浜市高速鉄道障がい者用 I C カード乗車券取扱規程(令和 5 年 3 月交通局規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 6 号中「、性別又は電話番号」を「又は性別」に改める。

(横浜市高速鉄道乗車規程の一部改正)

第 2 条 横浜市高速鉄道乗車規程(平成 27 年 3 月交通局規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(手回り品)

第 8 条 旅客が手回り品として車内に持ち込むことのできる物品等については、施行規程第 100 条に定めるところによる。

第 9 条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「第 1 項」の次に「各号」を加える。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 14 号

横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程

(横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第 1 条 横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和 27 年 12 月交通局規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 中 40 の項及び 83 の項を削る。

(横浜市乗合自動車障がい者用 IC カード取扱規程の一部改正)

第 2 条 横浜市乗合自動車障がい者用 IC カード取扱規程(令和 5 年 3 月交通局規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条 第 1 項 第 5 号を次のように改める。

(5) 使用資格、氏名、生年月日若しくは性別を偽って障がい者用 IC S F カードを購入し、又は使用した場合

第 25 条 第 1 項 第 6 号を次のように改める。

(6) 使用資格、氏名、生年月日若しくは性別を偽って障がい者用 IC 定期乗車券を購入し、又は使用した場合

第 37 条 第 1 項 第 6 号を次のように改める。

(6) 使用資格、氏名、生年月日若しくは性別を偽って障がい者用 IC 企画乗車券を購入し、又は使用した場合

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 15 号

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市貸切旅客自動車条例施行規程（平成 27 年 4 月交通局規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 特殊車両割増料金は、条例第 2 条第 2 項に定める額の範囲内で前条により計算した運賃の額に設備や購入価格等を勘案した割増率を乗じて計算する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条第 1 項）

運賃の種類		運賃の額（税抜）		
		車種	上限額	下限額
時間制運賃	1 車 1 時間につき	大型車	円 7,680	円 6,580
		中型車	6,480	5,560
		小型車	5,560	4,770
キロ制運賃	1 車 1 キロメートルにつき	大型車	170	160
		中型車	150	140
		小型車	120	120

別表第 2（第 2 条第 2 項）

料金の種類			料金の額（税抜）	
			上限額	下限額
交替運転者配置料金	時間制料金	1 車 1 時間につき	円 3,080	円 2,430
	キロ制料金	1 車 1 キロメートルにつき	40	40
深夜早朝運行料金			時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額を合計した額の 2 割	
特殊車両割増料金			運賃の 5 割	設備や購入価格等を勘案した割増率

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の横浜市貸切旅客自動車条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金について適用し、同日前に利用の申込みを承諾したものに係る運賃及び料金については、なお従前の例による。

交通 局 告 示 第 7 号

横 浜 市 乗 合 自 動 車 の 運 転 系 統 の 一 部 改 正

横 浜 市 乗 合 自 動 車 の 運 転 系 統 ( 平 成 24 年 3 月 交 通 局 告 示 第 8 号 )  
の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し 、 令 和 5 年 10 月 1 日 から 実 施 す る 。

令 和 5 年 9 月 25 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

1 普 通 系 統 の 表 83 を 削 り 、 同 表 ベ イ サ イ ド ブ ル ー の 項 中 、

「

ベ イ サ イ ド ブ ル ー	ア	横 浜 駅 前 ~ 山 下 ふ 頭	パシフィコ 横 浜	5.950	往 路 の み
	イ	山 下 ふ 頭 ~ 横 浜 駅 改 札 口 前	パシフィコ 横 浜	6.450	復 路 の み

」

を

「

ベ イ サ イ ド ブ ル ー	ア	横 浜 駅 前 ~ 山 下 ふ 頭	パシフィコ 横 浜	5.950	往 路 の み
	イ	山 下 ふ 頭 ~ 横 浜 駅 改 札 口 前	ハンマーヘ ッド	7.120	復 路 の み

」

に 改 め る 。

交通局告示第 8 号

横浜市観光スポット周遊自動車の運転系統の一部改正  
 横浜市観光スポット周遊自動車の運転系統（令和 3 年 3 月交通局告示第 7 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 10 月 1 日から実施する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者  
 交通局長 三 村 庄 一

1 運転系統の表を次のように改める。

系統番号	区 間	経 由 地	系統長 (単位キ ロメートル)	適用	
271	ア	桜木町駅前 ～ 桜木町駅前	赤レンガ倉庫 ・マリン& オーク、中華 街、赤レンガ 倉庫前	10.630	一方循環
	イ	桜木町駅前 ～ 桜木町駅前	赤レンガ倉庫 ・マリン& オーク、中華 街、赤レンガ 倉庫前	11.090	一方循環
	ウ	桜木町駅前 (市役所口 マ)～ハンマ ーヘッド	馬車道駅前、 万国橋・ワー ルドポーター ズ前	往 1.780 復 1.750	
	エ	桜木町駅前 ～ハンマー ヘッド	馬車道駅前、 万国橋・ワー ルドポーター ズ前	往 1.580 復 1.550	
	オ	桜木町駅前 (市役所口 マ)～ハンマ ーヘッド	馬車道駅前、 万国橋・ワー ルドポーター ズ前、ワール ズポーターズ	2.280	往路のみ
	カ	桜木町駅前 ～ハンマー ヘッド	馬車道駅前、 万国橋・ワー ルドポーター ズ前、ワール ズポーターズ	2.080	往路のみ

交通局告示第 9 号

地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通 1 日乗車券の発売（令和 2 年 7 月交通局告示第 10 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 10 月 1 日から実施する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

第 4 項第 3 号ただし書を次のように改める。

ただし、発売日当日、前日又は前々日に、東海道・山陽・九州新幹線のネット予約サービス（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が東海道・山陽・九州新幹線の東京・鹿児島中央間を対象に提供する会員制ネット予約サービス「エクスプレス予約」及びネット予約サービス「スマート EX」をいう。）のエクスプレス商品（「エクスプレス予約」又は「スマート EX」の会員がインターネットで予約・購入できる IC 商品及びきっぷ商品をいう。）を利用し、新横浜駅を除く東海道新幹線の各駅、山陽新幹線の各駅及び九州新幹線の各駅から東海道新幹線の新横浜駅まで乗車した旅客に、新横浜駅までの乗車 1 回につき本乗車券を 2 枚まで発売する。

別表 1 の 2 乗合自動車の表 200 及び 271 の項中

「

200	横浜駅前 → (パシフィコ横浜、カップヌードルパーク・ハンマーヘッド入口) → 山下ふ頭	片方向のみ
	山下ふ頭 → (中華街入口、赤レンガ倉庫前、パシフィコ横浜) → 横浜駅改札口前	片方向のみ
271	桜木町駅前 ~ (赤レンガ倉庫・マリン&ウオーク、中華街、赤レンガ倉庫前) ~ 桜木町駅前	全区間

」

を

「

200	横浜駅前 → (パシフィコ横浜、カップヌードルパーク・ハンマーヘッド入口) → 山下ふ頭	片方向のみ
	山下ふ頭 → (中華街入口、赤レンガ倉庫前、ハンマーヘッド、パシフィコ横浜) → 横浜駅改札口前	片方向のみ
271	桜木町駅前 ~ (赤レンガ倉庫・マリン&ウオーク、中華街、赤レンガ倉庫前) ~ 桜木町駅前	全区間



	桜木町駅前（市役所口）～（ワールドポーターズ）～ハンマーヘッド	往復
--	---------------------------------	----

」

に改める。

---

医療局病院経営本部

---

医療局病院経営本部告示第 1 号

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定の  
一部改正

横浜市医療局病院経営本部収納取扱金融機関等の指定（平成 17 年  
4 月病院経営局告示第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年  
10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 25 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

表中

「  
| 株式会社東日本銀行 | 同 |  
」

を  
「  
| 株式会社東日本銀行 | 全国 |  
」

に改める。